

令和8年山形県教育委員会3月臨時会

令和8年3月24日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 山形県幼児教育推進ビジョンについて (義務教育課)
 - (2) 山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインについて (学校体育保健課)
- 5 議 題
 - 議第1号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)
 - 議第2号 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
 - 議第3号 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
 - 議第4号 教職員の人事について (教職員課)
- 6 閉 会

山形県幼児教育推進ビジョン 概要

【 幼児教育を巡る背景と課題等 】

〔背景等〕

- 幼児教育については、幼児の発達を踏まえた適切な教育活動や小学校教育との円滑な接続の重要性が指摘されている。
- 文部科学省の「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」の最終報告書（R6.10）の中で、幼児教育ビジョンの策定及びビジョンを推進するための組織として幼児教育センターの設置が各都道府県に求められている。
- 「第7次山形県教育振興計画」等において、幼児期が人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、質の高い幼児教育の推進を掲げている。

〔本県において取り組むべき課題〕

- ◇ 幼児期の教育は、安心できる環境のもとで、幼児の自主性等を育みながら、一人ひとりの発達の特性に応じた支援が行われることが重要。
- ◇ 幼児期に育まれた資質・能力がその後の学習につながるよう、幼児教育と小学校教育における円滑な接続が必要。
- ◇ 全ての幼児教育施設及び小学校等において、教育の一層の充実に向けて持続的、発展的に取り組むため、本県における幼児教育推進の基本的な方向性を示すことが必要。

【 幼児教育推進ビジョンの基本的方向性 】

〔1 目指すべき姿〕

一人ひとりのよさや可能性が伸びる質の高い幼児教育の実現

〔2 推進の方向性〕

（1）幼児期にふさわしい教育の実現に向けた人材育成等

- ① 保育者等の幼児教育の専門性や資質の向上
- ② 幼児教育に携わるリーダーの育成
- ③ 特別支援教育等について相談しやすい環境の整備

（2）幼児教育と小学校教育の円滑な接続による学びの連続性の確保

- ① 架け橋期のカリキュラムの充実
- ② 好事例の収集・普及
- ③ 家庭との連携の強化

〔3 推進の中心的組織〕

幼児教育センター

（令和8年度より設置）

- 幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーターの育成・派遣
- 保育者等の幼児教育の専門性や資質向上のための研修会等の支援
- 架け橋期のカリキュラム開発
- 好事例の情報収集・発信 など

〔4 推進体制〕

山形県幼児教育推進協議会

（令和8年度より設置）

- 幼児教育施設、小学校、市町村及び指定保育士養成施設・大学の代表者等により構成
- 本県の幼児教育に関する施策の成果等の評価及び改善策の協議

〔5 各主体が取り組む主な事項〕

県

- ◆ 幼児教育センターの運営
- ◆ 関係機関間の連携の調整
- ◆ 知事部局と教育委員会との連携

市町村

- ◆ 計画的な幼児教育の推進
- ◆ 幼保小の連携体制の強化
- ◆ 児童福祉部局と教育委員会との連携

幼児教育施設

- ◆ 幼保小の連携の充実
- ◆ 3要領・指針等の着実な理解と展開
- ◆ 保育者等の資質向上

小学校

- ◆ 幼保小の連携の充実
- ◆ スタートカリキュラムの工夫・改善
- ◆ 小学校教諭等の資質向上

山形県幼児教育推進ビジョン

令和8年3月

目次

第1章 幼児教育を巡る背景と課題等	1
1 幼児教育の重要性	1
2 幼児期の発達の特徴	1
3 全国における幼児教育の課題等	2
4 本県において取り組むべき課題	2
第2章 幼児教育推進ビジョンの基本的方向性	3
1 目指すべき姿	3
2 推進の方向性	3
3 推進の中心的組織	5
4 推進体制	5
5 各主体が取り組む主な事項	6
参考資料	9

第1章 幼児教育を巡る背景と課題等

1 幼児教育の重要性

- 幼児期¹は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。
- 幼児教育²については、近年の様々な研究成果において、質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきています³。

2 幼児期の発達の特性

- 幼児⁴には、周囲の環境に対して、自ら能動的に働き掛けようとする力があります。幼児は、環境と関わり合う中で必要な能力や態度等を獲得し、さらに、周囲の大人に見守られているという安心感に支えられながら、自己を発揮し、行動範囲や他者との関係を広げていきます。
- 幼児期の認識や思考は、子ども自身が興味をもった出来事や自然事象等を手掛かりとしながら、直接的・具体的な体験を通して行われます。つまり、子どもが楽しいと感じる多様な体験を通して、自分にとって大切なことを学び、身に付けていきます。そのため、知識や技能などの一方的な教え込みよりも、自発的な活動としての遊びを中心とした生活を充実させていくことが大切です。
- 幼児期は、遊びの中で、身体の諸感覚を通して、ものの性質や仕組みを感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え、相手の思いや考えを聞く体験、新たな発見をしたり疑問に思ったことを自分なりに解決しようと試みたりする体験、他者との関わりにより関係性を深めていく体験等を積み重ねていくことが重要です。

¹ 0歳から小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部就学前までの時期。

² 幼児期の子どもが生活する全ての場において行われる教育・保育。

³ ペリー就学前プロジェクトによると、幼児教育を受けたことによる将来の所得の向上やいわゆる非認知能力の向上が期待できるとされている。

⁴ 0歳から小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部就学前までの全ての子ども。

3 全国における幼児教育の課題等

- 全国的な状況として、一部の幼児教育施設⁵においては、3要領・指針等⁶の各々の解釈により、幼児の興味・関心ではなく、偏った情報等を優先するなどし、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘もあります。
- 小学校関係者の中には、幼児期に育みたい資質・能力が曖昧で捉えにくいというえに、小学校教育にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの意見もあり、学校段階等間を接続するための取組みが十分に機能していない状況もみられます。
- 幼児期の学びは、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、幼児が主体的に活動する中で、保育者等⁷が意図的、計画的に環境を構成し、「主体的・対話的で深い学び」を実現していることなど、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について、小学校や家庭等と認識の共有を図っていくことが求められます。
- 文部科学省は「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」の最終報告（令和6年10月）⁸の中で、地域における幼児教育の質向上や幼保小⁹の接続等の取組みを一体的に推進するために、地域の幼児教育ビジョンを策定し、ビジョンを推進するための組織として、幼児教育センターを設置し、その活用を推進することを求めています。

4 本県において取り組むべき課題

これらを踏まえ、本県において取り組むべき課題を、以下のように示します。

- 幼児期の教育は、幼児が安心できる環境のもとで、自主性や創造性、協調性等を育みながら、一人ひとりの発達の特性に応じた支援が行われることが重要です。
- 幼児期に生まれた資質・能力が、その後の学習につながるよう、幼児教育と小学校教育における円滑な接続が重要であり、接続期の教育の充実のための取組みを推進していく必要があります。
- 全ての幼児教育施設及び小学校等¹⁰において、教育の一層の充実に向けて持続的、発展的に取り組むため、本県における幼児教育推進の基本的な方向性を示し、その具現化に向けて関係機関等が連携して取組みを推進していくことが必要と捉えています。

⁵ 幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設、特別支援学校幼稚部等、幼児を対象とした全ての教育・保育施設。

⁶ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領。

⁷ 幼児教育施設において幼児教育に携わる幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等。

⁸ 文部科学省ホームページ参照

⁹ 幼児教育施設及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部。

¹⁰ 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部。

第2章 幼児教育推進ビジョンの基本的方向性

第1章でふれた背景や課題等を踏まえ、本県における幼児教育の推進ビジョンについて、「目指すべき姿」「推進の方向性」「推進の中心的組織」「推進体制」として示すとともに、「各主体が取り組む主な事項」について整理しました。

1 目指すべき姿

目指すべき姿を次のとおり設定し、県内の幼児教育施設及び小学校、行政等が同じ方向を向き、質の高い教育を推進します。

一人ひとりのよさや可能性が伸びる質の高い幼児教育の実現

<設定理由>

- 予測が困難な時代にあって、将来の社会を担う子どもたちに、自主性や創造性、協調性等、未来に向かって、しなやかにたくましく生き抜く力を育むことが求められています。
- 幼児期は、人格形成の基盤を培う重要な時期であり、文部科学省では、架け橋期¹¹の教育の充実を目指し、幼児一人ひとりの多様性や学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することが重要であるとしています¹²。
- 県教育委員会では、第7次山形県教育振興計画において「一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する」の方針のもと、幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導の充実等を目指しています。
- 3要領・指針等や小学校学習指導要領において「幼児期の終わりまでに育てたい姿」が明記されたことにより、幼保小接続期の教育に関する相互理解が必要とされています。

2 推進の方向性

(1) 幼児期にふさわしい教育の実現に向けた人材育成等

幼児期にふさわしい教育の実現に向けて、保育者等は、幼児の発達の実情を的確に把握し、一人ひとりを十分に理解することが大切です。自発的な活動としての遊びや生活の中で、幼児が今何に興味や関心をもち、何を実現しようとしているのか、何が育まれようとしているのか等を基に、幼児のよさや可能性を的確に捉えながら、環境を通して、子どもの遊びや生活を支援し、一人ひとりの発達を促していくといった保育者等の専門性の向上を図ります。

¹¹ 義務教育開始前後の5歳児～小学1年生の2年間。

¹² 幼児教育については、文部科学省の下で、こども家庭庁と密接に連携しつつ、小学校以降の教育との一貫性・連続性を確保し、施策の充実に取り組むこととされている。

① 保育者等の幼児教育の専門性や資質の向上

- 県教育委員会が作成した資質向上に関する指標（教員指標）を踏まえた研修、保育者等の職位や経験年数に応じた研修や園内研修等を通して、幼児教育の専門性を高め、資質向上を図ります。

② 幼児教育に携わるリーダーの育成

- 幼児教育の専門的知見を有する人材を育成するための研修を実施し、リーダーの育成を行います。

③ 特別支援教育等について相談しやすい環境の整備

- 幼児教育施設における、特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援の在り方や体制づくり等について、相談しやすい環境を整備します。

(2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続による学びの連続性の確保

幼児教育施設と小学校等との円滑な接続を図るためには、両者が連携の意識をもち、共通理解を深めることが必要です。子どもの資質・能力や学びの連続性を実現するために「幼保小の架け橋プログラム」を推進します。

① 架け橋期のカリキュラムの充実

- 幼児期において、自発的な活動としての遊びを通して、多様な体験を積み重ね、育まれた資質・能力が、小学校の各教科等における学習に円滑に接続するよう、教育内容や指導方法の工夫を図ります。

② 好事例の収集・普及

- 幼児教育施設及び小学校等と行政機関が連携しながら、架け橋期の教育実践の検証・改善等を図るとともに、好事例を収集し、普及します。

③ 家庭との連携の強化

- 幼児の発達と幼児理解に基づいた評価¹³の考え方を保護者と共有することを通して、幼児教育施設と家庭が一体となって、幼児の成長を支える取組みを推進します。

¹³ 文部科学省ホームページ参照「幼児理解に基づいた評価（平成31年3月）」
こども家庭庁ホームページ参照「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」

3 推進の中心的組織

推進を図るための中心的組織として、山形県教育委員会に山形県幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）を令和8年度より設置し、次の機能を担うものとします。

(1) 幼児教育アドバイザー¹⁴・架け橋期のコーディネーター¹⁵の育成・派遣

- 研修会等を通して幼児教育の専門的知見を有する人材育成を行います。
- 幼児教育施設や市町村等の要請に応じ、幼児教育アドバイザー等を派遣します。

(2) 保育者等の幼児教育の専門性や資質向上のための研修会等の支援

- 園内研修や市町村主催の研修等において、幼児教育アドバイザー等が講師や助言者を務め、幼児教育及び小学校教育への接続の質向上のための取組みを支援します。

(3) 架け橋期のカリキュラム開発

- 架け橋期のカリキュラムの実施等について検証し、改善を図ります。

(4) 好事例の情報収集・発信

- 架け橋期の教育実践に関する成果等を蓄積し、好事例を県内に広く発信します。
- 幼児教育推進の方向性等について県全体で共有するため、国及び県からの情報や各種資料を、関係部局等との連携のもと、全ての幼児教育施設及び小学校等に提供します。
- 子どもの育ちや生活習慣等について、家庭と幼児教育施設及び小学校等が共通理解のもとで連携して取り組むことができるように、各種資料の発信・活用等を積極的に行います。

4 推進体制

幼児教育施設、小学校、市町村及び指定保育士養成施設・大学の代表者等により構成される山形県幼児教育推進協議会を令和8年度より設置し、幼児教育に関する施策の成果等の評価及び改善策の協議を行います。

¹⁴ 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通して、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う。

¹⁵ 幼保小の教育に造詣が深く、架け橋期のカリキュラムの作成、実施など、幼保小の円滑な接続に向けて、幼児教育施設及び小学校等へ助言等を行う。

5 各主体が取り組む主な事項

< 県 >

◆ 幼児教育センターの運営

- 幼児教育及び小学校教育の質向上に向けた取組みを一体的に推進するため、幼児教育アドバイザー等の育成・派遣及び幼児教育の専門性や資質向上等のための人材育成を推進します。

◆ 関係機関間の連携の調整

- 幼児教育及び小学校教育が充実・発展するよう、県内の関係機関及び団体等と連携を図るとともに、各市町村における取組みの支援を行います。

◆ 知事部局と教育委員会との連携

- 幼児教育及び小学校教育の質向上に向けた取組みを一体的に推進するため、県しあわせ子育て応援部と県教育委員会との連携を強化し、相互に情報を共有しながら取組み等を展開していきます。

< 市町村 >

◆ 計画的な幼児教育の推進

- 域内の幼児教育及び小学校教育への接続の質向上に向けて、各幼児教育施設の特色を活かしつつ、それぞれの実情を踏まえた幼児教育の推進に関する計画を策定します。

◆ 幼保小の連携体制の強化

- 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校等間の連携体制を構築し、相互に保育や授業の様子を参観する機会を継続的に設けたり、カリキュラムの編成等に向けた協議会を開催したりするなど、幼児期及び架け橋期における教育の一層の充実を目指した継続・発展的な取組みを実施します。

◆ 児童福祉部局と教育委員会との連携

- 域内の幼児教育及び小学校教育への接続の質向上に向けて、児童福祉部局及び教育委員会の連携体制を明確にします。

<幼児教育施設>

◆ 幼保小の連携の充実

- 幼児教育施設及び小学校等において、幼保小連携の担当者を明確に位置付けるとともに、管理職等のリーダーシップのもとで幼保小合同の研修会等を開催するなど、連携に向けた取組みの計画的・組織的な実施を推進します。
- 保育者等と小学校教諭等¹⁶が相互に保育や授業の様子を参観し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした意見交換や幼保小の架け橋プログラムの運用等により、幼児期から架け橋期の子どもの発達や教育方法等についての相互理解を深めていきます。

◆ 3要領・指針等の着実な理解と展開

- それぞれの実情を踏まえた各幼児教育施設内における研修等の機会を通して、3要領・指針の着実な理解及び教育課程・全体的な計画等の改善を図るなど、幼児期にふさわしい教育の実現に向けた実践の一層の充実を図ります。
- 3要領・指針等及び各運営方針等に基づいた教育・保育活動の評価を実施し、評価結果等を保護者や地域等に公表していくとともに、家庭との連携を通して、幼児の育ちを喜び合いながら、子育てについての共通理解をもとに、協力し合う関係を形成していきます。

◆ 保育者等の資質向上

- 幼児が、自発的な遊びや生活の中で、多様な体験を通して学びを積み重ねていくことができるよう、保育者等は、一人ひとりの内面や育ちつつある資質・能力等を捉えながら、指導過程を振り返り、意図的・計画的に環境を構成していくなど、一層の専門性の向上を推進します。

<小学校>

◆ 幼保小の連携の充実

- 幼児教育施設及び小学校等において、幼保小連携の担当者を明確に位置付けるとともに、管理職等のリーダーシップのもとで幼保小合同の研修会等を開催するなど、連携に向けた取組みを計画的・組織的な実施を推進します。
- 保育者等と小学校教諭等が相互に保育や授業の様子を参観し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした意見交換や幼保小の架け橋プログラムの運用等により、幼児期から架け橋期の子どもの発達や教育方法等についての相互理解を深めていきます。

¹⁶ 小学校等において小学校教育に携わる教諭等。

◆ スタートカリキュラムの工夫・改善

- 入学した児童が、幼児期の育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとしたスタートカリキュラムの評価・改善及び実施の工夫等に取り組みます。
- 教育の一層の質向上ために、学習指導要領及び学校経営方針等に基づいた教育活動の評価を実施し、評価結果等を保護者や地域等に公表していくとともに、家庭との連携を図りながら児童の学習習慣が確立するように支援していきます。

◆ 小学校教諭等の資質向上

- 保育参観等を通して、架け橋期における発達等への理解を深めるとともに、自発的な活動としての遊びを通して育まれた資質・能力が小学校生活の中で発揮されるよう、生活科を中心とした合科的・関連的な指導及び授業改善を図っていきます。

[参考資料]

山形県幼児教育推進連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における全ての幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）並びに関係機関が連携し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するため、山形県幼児教育推進連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本県の幼児教育の推進及び指針に関すること。
- (2) 本県の幼児教育センターの設置及び運営等に関すること。
- (3) 幼児教育施設及び関係機関との連携に関すること。
- (4) その他幼児教育に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係団体等をもって構成し、委員は、その関係団体等の者のうちから山形県教育委員会教育長が任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を1人置く。
- 3 会長は、山形県教育局学力向上推進監兼教育次長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を総括し、協議会の議長となる。
- 5 副会長は、山形県しあわせ子育て応援部次長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときには、その職務を代理する。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員が会議に出席できない場合、その代理者が会議に出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、別表第2に掲げる組織をもって構成する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表第1（「山形県幼児教育推進連携協議会」関係団体等）

公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会
山形県保育協議会
山形県民間立保育協議会
日本保育協会山形県支部
山形県国公立幼稚園・こども園長会
山形県連合小学校長会
山形大学
東北文教大学
羽陽学園短期大学
市町村幼児教育関係部局
山形県しあわせ子育て応援部
山形県教育委員会

別表第2（事務局）

山形県総務部高等教育政策・学事文書課
山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課
山形県教育センター
山形県教育局義務教育課

山形県幼児教育推進連携協議会 委員名簿

任期：令和7年5月20日 ～ 令和8年3月31日

氏名	団体・所属等
千葉 亮子	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 尾花沢幼稚園 理事長
斎藤 徳和	山形県保育協議会 会長 ひまわり保育園 園長
佐々木 正乗	山形県民間立保育協議会 会長 松ヶ岬保育園 園長
海和 伸吉	社会福祉法人日本保育協会山形県支部 支部長 キンダーこども園 園長
高梨 明恵	山形県国公立幼稚園・こども園長会 会長 山形大学附属幼稚園 園長
樋口 潤一	山形県連合小学校長会 会長 山形市立第四小学校 校長
野口 徹	山形大学地域教育文化学部 学術研究院 教授
下村 一彦	東北文教大学子ども教育学科 子ども教育学科副学科長 准教授
高桑 秀郎	羽陽学園短期大学幼児教育科 幼児教育科学科長 教授
庄子 久美子	山形市こども未来部 部長
清野 美保	庄内町教育委員会教育課 課長
須崎 智志	山形県教育委員会 学力向上推進監兼教育次長
金丸 利博	しあわせ子育て応援部 次長

山形県幼児教育推進ビジョン策定に係る主な経過

協議会等及び期日	主な内容
第1回幼児教育推進連携協議会 令和7年5月20日	○講義：幼保小の架け橋が目指すもの (文部科学省幼児教育調査官 平手 咲子 氏) ○山形県の幼児教育推進の方向性について
第2回幼児教育推進連携協議会 令和7年11月10日	○本県における幼児教育推進の基本的方向(骨子案)について
第3回幼児教育推進連携協議会 令和8年1月19日	○山形県幼児教育推進ビジョン(案)について
パブリック・コメントの実施 令和8年1月28日 ～令和8年2月27日	○山形県幼児教育推進ビジョン(案)について
令和8年3月19日	○山形県幼児教育推進ビジョンの策定

山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン 概要版

令和8年3月
山形県教育局学校体育保健課

【Ⅱ 地域クラブ活動】

◎在り方
・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展
・新たな価値を創出

◎認定制度
国・県が示す要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う

◇認定要件
①活動の目的・理念
②活動時間・休養日
③参加費等
④指導体制
⑤安全確保
⑥運営体制
⑦学校等との連携

◇認定の効果
①市町村等による情報提供
②運営等の公的支援
③教師等の兼職兼業
④大会等への円滑な参加

◎各種課題への対応
◇中学校・関係団体等との連携
◇指導者の確保・育成
◇移動手段の確保
◇生徒の安全・安心の確保
◇障がいのある生徒の活動機会の確保

【Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性】

改革の理念

すべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の構築

目指す姿

子供や大人、高齢者や障がい者等の参加・交流

スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加

スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイング・地域社会の活性化

山形県の地域展開推進に向けたロードマップ

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
休日	持続可能なクラブ運営に向けた体制整備の支援			認定地域クラブへの支援		
	各種課題への支援			地域展開の検証		
平日	地域展開の実証事業を支援			認定地域クラブへの支援		
	地域クラブ活動・学校部活動の在り方の検討					

適切な活動時間・休養日

校種	所属	平日	休日	備考
中学校	地域クラブ活動	2時間程度の活動	・3時間程度の活動 ・休日のみ活動する場合は原則、土日どちらかを休養日に設定	・週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内 ・週2日以上休養日を設定
	学校部活動	・2時間程度の活動 ・週1日以上休養日を設定	原則、実施しない	中体連・中文連主催大会等に参加する場合は、学校設置者のガイドラインに沿うこと
高校	学校部活動	・2時間程度の活動 ・週1日以上休養を設定	・3時間程度の活動 ・週1日以上休養日を設定	生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう計画

【Ⅳ 大会・コンクール】

○生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるようにする。
○大会引率について、地域クラブ活動は実施主体の指導者が行う。学校部活動については、教師の負担が過度にならないよう体制整備を進めることが望ましい。

【Ⅴ 活動時の事故防止】

①活動前における留意事項 ②天候等の考慮 ③熱中症対策 ④クマ等対策 ⑤冬山活動

【Ⅲ 学校部活動】

◎在り方
・生徒の自主的・自発的な活動
・学校や地域の特色及び生徒のニーズを生かした放課後活動の在り方を検討

◎体制整備
◇方針等の策定等
◇指導・運営に係る体制の構築

◎適切な指導及び安全・安心の確保
◇不適切行為の根絶
◇合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

◎適切な運営
◇適切な活動時間・休養日の設定



山形県における部活動改革及び地域クラブ活動 に関する総合的なガイドライン

令和8年3月
山形県教育委員会

目次

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）	3
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性	5
1 改革の理念	
2 改革の方向性	
(1) 基本的方針	
(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	
3 山形県の地域展開推進に向けたロードマップ	
II 地域クラブ活動	7
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 定義・呼称	
(2) 認定要件	
(3) 認定手続等	
(4) 認定地域クラブ活動への対応	
(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	
(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(2) 関係団体等・大学・民間企業との連携	
4 各種課題への対応	
(1) 運営団体・実施主体の整備等	
(2) 指導者の確保・育成	
(3) 活動場所の確保	
(4) 活動場所への移動手段の確保	
(5) 生徒の安全・安心の確保	
(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保	
III 学校部活動	16
1 学校部活動の在り方	
2 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針等の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な指導及び安全・安心の確保	
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

4 適切な部活動運営

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

(2) 地域との連携

IV 大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1 生徒の大会等の参加機会の確保

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

(2) 大会等の運営への従事

V 学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について・・・・・・・・ 23

1 活動前における留意事項

(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握

(2) 安全点検

(3) 活動中における配慮すべき事項

2 天候等を考慮した指導

(1) 活動時における生徒の安全確保

(2) 大会等における生徒の安全確保

3 熱中症対策の留意事項

4 クマ対策の留意事項

5 冬山活動における留意事項

参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

はじめに

山形県教育委員会では、令和5年3月に「山形県における部活動改革のガイドライン」を策定し、令和7年度末までに中学校における休日の部活動を原則行わない環境を整えることを示すとともに、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」を目指し、県、市町村、学校、地域等が連携し、地域クラブの体制整備を図るなど部活動改革の推進に取り組んでまいりました。

このような中、文部科学省では、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、地域クラブ活動においては学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することや市町村等が活動の母体となる地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築していくことが示され、部活動改革による地域展開の推進がより一層、図られることとなりました。

本県においても、これまで取り組んできた部活動改革を加速させるとともに、地域や学校の実情にも十分配慮しながら、今後も各地域が持続可能な地域クラブ等の体制整備が図られるよう、部活動の地域展開に取り組んでまいります。こうした取組は、通常の学校部活動では経験できないような競技種目や多様な活動など、生徒のニーズに応じて幅広く選択できる環境の構築につながるるとともに、学校の枠を超えた新たな仲間との交流を促し、中学生だけでなく、子どもや大人、高齢者や障がい者等の多様な人々が参加できる場となり、ひいては健康長寿社会の実現や地域社会の維持・活性化に繋がることも期待されるところであります。

市町村教育委員会及び学校法人並びに各学校におかれましては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、すべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の確保と充実に努めていただくようお願い申し上げます。

令和8年3月

山形県教育委員会教育長 須貝 英彦

<本ガイドラインの対象>

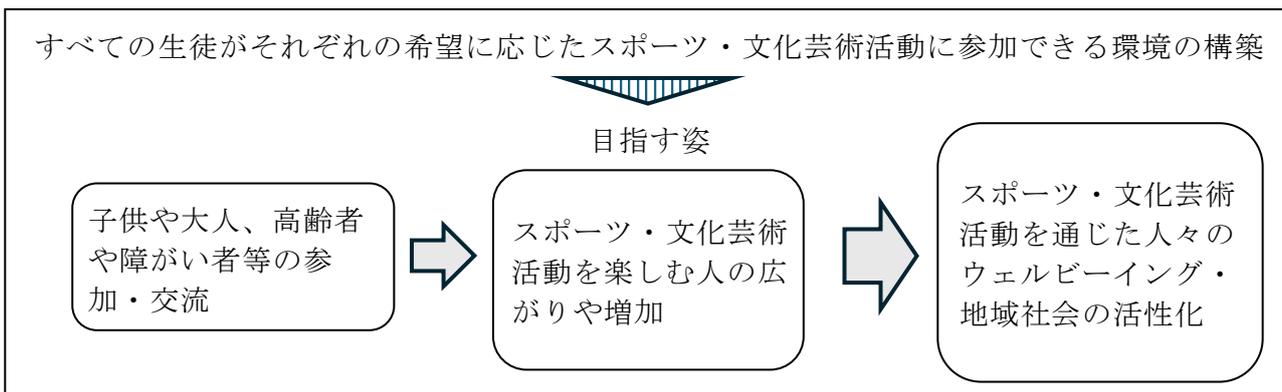
本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立の中学校等や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においては、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望まれる。

ただし、「Ⅲ 学校部活動」については、国立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

なお、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針（中学校・高校編）」（平成30年12月 山形県教育委員会策定）と「山形県における文化部活動の在り方に関する方針（中学校・高校編）」（令和元年7月 山形県教育委員会策定）、並びに「山形県における部活動改革のガイドライン」（令和5年3月 山形県教育委員会策定）については、廃止する。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念



- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、持続可能な公教育の実現等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることも必要。

2 改革の方向性

(1) 基本の方針

- 中学校等を設置する市町村が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 県においては、改革に向けたリーダーシップを発揮し、各市町村の進捗状況等の情報共有を図るとともに、きめ細かな支援を行う。

(2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。

②取組方針

【休日】

- 市町村は改革実行期間内に、全ての学校部活動において地域展開を行い、持続可能な地域クラブ活動を目指す。

【平日】

- 市町村は改革実行期間の「前期」内に、実情等に応じた取組をできるところから実施。中間評価の段階で改めて検証等を行い、更なる改革を推進する。

山形県の地域展開推進に向けたロードマップ

改革の理念

目指す姿

子供や大人、高齢者や障がい者等の参加・交流

スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加

スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイング・地域社会の活性化

すべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の構築

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
		改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）					
国	休日	確実に地域展開等に着手			原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す					
	平日	実現可能な活動の在り方等を検証			各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進					
山形県	休日	持続可能なクラブ運営に向けた体制整備の支援			中間評価					
		各種課題への支援						認定地域クラブへの支援		
	平日	地域展開の実証事業を支援						地域展開の検証		
		地域クラブ活動・学校部活動の在り方の検討						認定地域クラブへの支援		
市町村	休日	持続可能なクラブ運営に向けた体制整備			持続可能なクラブ運営					
	平日	地域展開の実証事業			中間評価を踏まえた更なる改革の推進					
		地域クラブ活動・学校部活動の在り方の検討								

Ⅱ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例>

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 定義・呼称

- 本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村等が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体となり、本ガイドラインに示す認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

(2) 認定要件

市町村等は、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、以下①～⑦の認定要件を満たす地域クラブ活動を「認定地域クラブ活動」と認定する。

①活動機会の保証

○学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- ・生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- ・市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- ・選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

②適切な活動時間・休養日の設定

○本ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

活動時間	平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度 週当たり 11 時間程度の範囲内
休養日	週当たり 2 日以上 (休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける (連続した休養日の設定)

- ・生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり 2 日以上 of 休養日を設け、1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。ただし、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週 2 日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。
- ・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日及等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

③参加費の適切な設定

○国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④適切な指導体制

○地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

○市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること。

○持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること。

⑤適切な安全管理体制

○生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。

- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥適切な運営体制

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
- 団体の目的

- ・役員（代表、副代表、会計、監事等）の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会、参加費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を市町村等や生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村や学校との必要な連絡調整を行うこと。

(3) 認定手続等

①認定に当たっての留意事項

- 市町村は、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる。

○市町村が地域の実情に応じて前記2（2）認定要件に加えて、独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

②認定手続

○認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他該当市町村等が必要と認める書類等（以下、「申請書等」）を提出することにより行う。

○認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。

○市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、前記2（2）「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。

③認定の有効期間

○認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

④指導助言等

○市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。

○市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。

- ・前記2（2）「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
- ・法令又は規約等に違反していると認めるとき
- ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき

○市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは認定を取り消す。

- ・不正な手段等により認定を受けたとき
- ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があつたとき

（4）認定地域クラブ活動への対応

①認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

○市町村等は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

②想定される認定の効果(認定地域クラブ活動が享受できるメリット)

○市町村等は、地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を行うことが考えられる。

ア 市町村等による情報提供

- ・地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

ウ 希望する教職員の兼職兼業

- ・地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

エ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟・中学校文化連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

(5) 認定されていない地域クラブの取り扱い

○市町村等は、認定されていない地域クラブ活動においても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施するよう周知すること。

○特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教員等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(2) 関係団体等・大学・民間企業との連携

- 市町村等は、部活動改革を円滑に進めるために、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。
 - ※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。
- 市町村が課題解決のためにブカツ・サポート・コンソーシアムを活用する際には、県教育委員会と協定締結していることから、県の担当に相談すること。

4 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- 運営団体・実施主体においては、市町村等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。市町村等が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、相談・助言窓口等のサポート体制を整備するとともに、マネジメント等に関する研修機会を確保するなど、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要。
- 特に、運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制の構築・強化、活動の維持・運営に必要な財源の確保（参加費含む。）等の財政基盤の整備、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した連絡調整や会計等の運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることも考えられる。
※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

(2) 指導者の確保・育成

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。市町村等は、認定対象とする研修会の内容や実施方法を十分に検討するとともに、指導補助や見守りなどの活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備すること。また、デジタル技術を活用した遠隔指導やデジタル動画を活用した自主学習も考えられる。
- 学校部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要。市町村等は、指導者が学び続けることのできる仕組みづくりや学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催等の環境整備を行うこと。
- 市町村等は、指導者の確保に当たって、人材バンクを活用して地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼職兼業を促進することも重要。その際、指導者に対する適切な処遇を確保すること。
※指導者に対する適切な処遇については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照。

(3) 活動場所の確保

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、市町村は、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所の優先利用や使用料減免等を行い、十分にその活動機会を確保していくことが望ましい。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、市町村は、ICTの活用による予約システムの構築や予約システムと連動したスマートロックの導入、指定管理者制度や業務委託等、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが考えられる。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも考えられる。

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となる。その際、障がいのある生徒等を含め、市町村等は、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応を検討すること。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが考えられる。

(5) 生徒の安全・安心の確保

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底するとともに、指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等を推進する等、関係者の共通理解を向上させ、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進、市町村や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。
- また、市町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
- さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

②特に留意すべき事項

- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。

- 市町村等は、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等について、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
 - 市町村等は、指導者に対して、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求めるよう指導する。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意するよう指導する。
 - 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、指導者は、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
 - 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、運営団体・実施主体は、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
 - 運営団体・実施主体は、事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。
- ※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- 市町村等は、障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくために、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、「障がいのある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック」（スポーツ庁）等を活用した指導者の資質・能力の向上を図る等、各種の取組を進めることが重要。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、市町村等は、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが望ましい。
- 市町村等は、学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携体制を整備することが必要。

Ⅲ 学校部活動

1 学校部活動の在り方

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。(学習指導要領より抜粋)

【中学校】

平日	希望する生徒の活動
休日	・学校部活動は実施しない（中体連・中文連主催大会等への学校単位での参加を除く） ・希望する生徒は地域クラブ活動等に参加する

【高等学校】

平日	・希望する生徒の活動 ・中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、学校の特色及び生徒のニーズを生かした放課後の活動の在り方を検討
休日	希望する生徒の活動

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針等の策定等

- ①学校の設置者は、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」（以下、「設置者の方針」）を策定する。
- ②校長は、県立学校にあつては本方針に、各中学校にあつては「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」）を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- ③校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①市町村等は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用して学校に配置する。
- ②校長は、部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を検討する。
- ③校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動等を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④校長は、学校部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ・文化芸術関係者、地域医療関係者等

も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

- ⑤学校の設置者及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥校長は、各部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
また、各部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

3 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

○校長及び部顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、「部活動の指導者」という。）は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- ①運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ②文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げること等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な部活動運営

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

各学校の部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

【中学校編】

活動時間	平日では2時間程度、学校の長期休業日では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	参加する地域クラブ活動の状況に応じて週当たり平日1日以上 の休養日を設定し、週休日、休日は原則学校部活動は実施しない。
長期休業中の休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。 ・学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。 ・ある程度長期の休養期間後に活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止等に配慮する。
始業前練習	禁止
備考	学校部活動で中体連・中文連主催大会に参加する場合は、市町村等のガイドライン等に沿って活動を行う。

○市町村等及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の長期休業日では3時間程度とすること。運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。文化部活動においても同様とする。

*1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

○市町村は、2（1）①に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校に対して、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○校長は、2（1）②に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県立学校にあっては本ガイドラインに、各中学校にあっては、「設置者の方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

【高等学校編】

各学校の運動部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

活動時間	平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）となるように設定する。
長期休業中の休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・学期中に準じた扱いを行う。 ・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が認める場合には、上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように計画すること。 ・校長は、教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を精査すること。

- 学校の設置者及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準として遵守する。文化部活動についても同様とする（再掲）。
- 学校の設置者は、2（1）①に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校に対して、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 校長は、2（1）②に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県立学校にあっては本ガイドラインに、市立高等学校及び私立高等学校にあっては、「設置者の方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

- ・定期試験前後の一定期間等に、各部共通で学校全体の学校部活動休養日を設ける。
- ・校長が認める「目標とする大会やコンクール等の前の特別強化期間」や「強化指定部等」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

※令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置づけの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

＜学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要＞

（中学校・高等学校・特別支援学校）

○ 部活動の現状の位置づけの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること

IV 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できる大会を開催する。
- 県及び市町村は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の在り方の見直しを検討する。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

- 学校の設置者及び校長は、教員が引率業務を行う際には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮すること。また、教員以外（部活動指導員）の者が引率業務を担うことや当該校の指導者等が行うことが原則である生徒の引率について、学校の諸事情によりできない場合、当該教育委員会等の責任のもと他校教員等の生徒引率を認めることも考えられる。
なお、県中体連や県中文連、県高体連、県高文連、県高野連は、団体種目における合同チームの生徒引率についても、上記と同様に学校の設置者及び校長の責任のもと、一方の教員等による生徒引率についても認めることも考えられる。
- 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率について、部活動指導員が単独で担うことや、部活動指導員が引率する際には外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制整備を進めることが望ましい。

【認定地域クラブ・地域クラブ活動】

認定地域クラブ活動等における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会等運営への従事

- ①大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- ②大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ③教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- ④教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、

学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

- ⑤大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組み等との連携を図る。

V 学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について

スポーツ活動はもとより、文化芸術活動には、激しい運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動なども含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要があるとともに、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動すること。

1 活動前における留意事項

(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握

- 学校及び地域クラブ活動の運営主体・実施主体（以下学校及び地域クラブ）は、各々の管理下において事故が発生した場合に備え、危機管理マニュアル（活動中の事故を含む）を確立し平素から各指導者・生徒・学校及び地域クラブとともに共通理解が図られるようにする。
- 学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を生徒本人及び保護者等と確認しておくよう指導する。
- 指導者は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
 - ※参照1：事故発生時の連絡体制
 - 参照2：心停止に対する応急手当

(2) 安全点検

- 学校及び地域クラブ活動は、指導者に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。
- 学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用法については、各指導者を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての指導者研修会を開催したりするなどして、各指導者が確実に使用できるように努める。

(3) 活動中における配慮すべき事項

- 体調の確認と円滑なコミュニケーション
 - ・指導者は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- 生徒自身の管理
 - ・指導者は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

2 天候等を考慮した指導

(1) 活動時における生徒の安全確保

学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、活動時の気象情報には十分留意させ、下記の点について指導する。

①低体温症

雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

②雷・暴風雨

雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

【落雷発生時】 ※学校における危機管理の手引き 学校安全編 (H22.11)

対応ガイドライン	
事前	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ○当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ○活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ○前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ①朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。 ※気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」を活用

【落雷発生時の留意事項】

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

※参照3：落雷基礎知識

(2) 大会等における生徒の安全確保

大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

3 熱中症対策の留意事項

- 熱中症特別警戒アラートが発表された場合（前日 14：00 時点）は、原則、活動（外部施設での練習や練習試合を含む）は行わないこと。但し、大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、市町村等が認めることができる。
- 熱中症警戒アラートが発表されている場合（前日 17：00、当日 5：00 発表）は、活動の中止を前提に慎重に判断すること。
- 暑さ指数 31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で嚴重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること（暑さ指数が高くなくとも熱中症のリスクがある）。
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 活動中だけではなく、移動時における熱中症リスクについても、指導者等は引き続き十分に考慮すること。
- 気温が高くなり始める頃（4月下旬～5月下旬）には、28℃以下でも発症する可能性があるため、早い時期から暑さになれるよう順化期間を設ける等、暑さに徐々に慣らしていく暑熱順化も行う。
- 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や競技を実施する時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。
- 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
 - ※参照 4：熱中症予防の原則
 - 参照 5：熱中症対応フロー

4 クマ等対策の留意事項

- 市町村は、学校、保護者、地域や関係機関と連携して通学路等の安全確保を図ること。
- 運営団体・実施主体は、十分な安全が確保できない場合には、活動を延期または中止すること。
- 運営団体・実施主体は、活動場所において、クマ等が出没した場合には、110 番通報し、避難・誘導等により、子どもの安全を守る共通理解を図ること。
- 運営団体・実施主体は、出没情報がある場所での活動等を避けること。

○運営団体・実施主体は、出没が予想される場合には、活動場所や活動時間に配慮すること。

○大会等の主催者は、大会等実施中に会場内にクマが出没した際には、110番通報し、避難・誘導等により、生徒等の安全を最優先に確保すること

※参照6：クマ出没注意報発令

5 冬山活動における留意事項

○12月から学年末・学年始休業までの冬山における、登頂を目的とする登山活動及び技術訓練活動を禁止する。

※ただし、下記の活動については学校長の判断の下、実施できるものとする。

- ・自然の家等におけるスノーシュー・かんじき体験
- ・スキー場でのスキー訓練（ゲレンデ内）
- ・スポーツクライミング

(参照 1) 事故発生時の連絡体制



(参照 2)

心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な兆候である心停止状態は、学校においては運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当は、初めの2～3分間にとられる行動がその者の救命を決定するので、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

迅速な通報と心停止の認識

初めの2～3分間にとる行動が、その者の救命を決定する!

1 心臓蘇生

- ただちに胸骨圧迫を開始する
 - 強く (成人は少なくとも 5cm、小児は胸の厚さの約 1/3)
 - 速く (少なくとも 100 回 / 分)
 - 絶え間なく (中断を最少にする)
- 人工呼吸ができる場合は 30 : 2 で胸骨圧迫に人工呼吸を加える
人工呼吸ができないが、ためられる場合は胸骨圧迫のみを行う

2 AED装着

結果的に心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したりしても、大きな問題は起こりません。

3 心電図解析

電気ショックは必要か?

- 必要あり → 4 ショック1回 (ショック後ただちに胸骨圧迫から心臓蘇生を再開)
- 必要なし → 5 ただちに胸骨圧迫から心臓蘇生を再開

※ 強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を!

救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的のある仕草が認められるまで心臓蘇生を続ける。

日本学生総聯合会(JFUI)と日本体育協会連盟で編纂するガイドライン制作協議委員会が作成した心臓蘇生のためのガイドライン2010。このガイドラインは、日本体育協会が主催する「全国高等学校体育連盟」における事故対応テキスト「ASUKAモデル」を参考にしました。

傷病者発見

★ 大きな声で呼びかけをする。
★ 肩を軽く叩く。

反応の有無を確認

反応なし、判断に迷う(わからない)

● 応援を要請し、119番通報する!
● AEDを依頼する!

呼吸の有無を確認

呼吸なし・わからない

● ただちに心臓蘇生を開始する

★ 正常な呼吸をしているが、
★ 顔部や胸部の動きを観察。
10秒以内で観察。

★ 「反応あり」の場合は、
倒れた人の顔を揺らす、
全身の姿勢を観察する。
★ 「呼吸あり」の場合は、
気道の開放を行い、
応援・救急隊を待つ。

(参照3) 落雷基礎知識

※日本大気電気学会ホームページより抜粋

①雷は高いところへ落ちる！

- ・平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。万が一の場合は、姿勢を低く。

②林や森の中も危険！

- ・木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。

③高い物体のそばは安全？

- ・建物や車など周囲に何も無いところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

(参照4)

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに合わせた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、衣服を調整に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記①[熱中症予防運動指針]を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるか分かる。体重の3%以上の水分が失われると体調調整に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。新しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は短期間など急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外にも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。暑熱予防等の予防指針を活用して気温の変化を考慮した1週間の運動計画を作成することをお薦めする。

3 個人の条件を考慮すること

運動慣習の有、体力の強い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に高齢者の場合は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪化者は早急中止で無理に運動をしない、ではない。

4 服装に気をつけること

服装は肌露出し、吸湿性や透気性のよいものにする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

WBGT [湿球黒球温度]とは

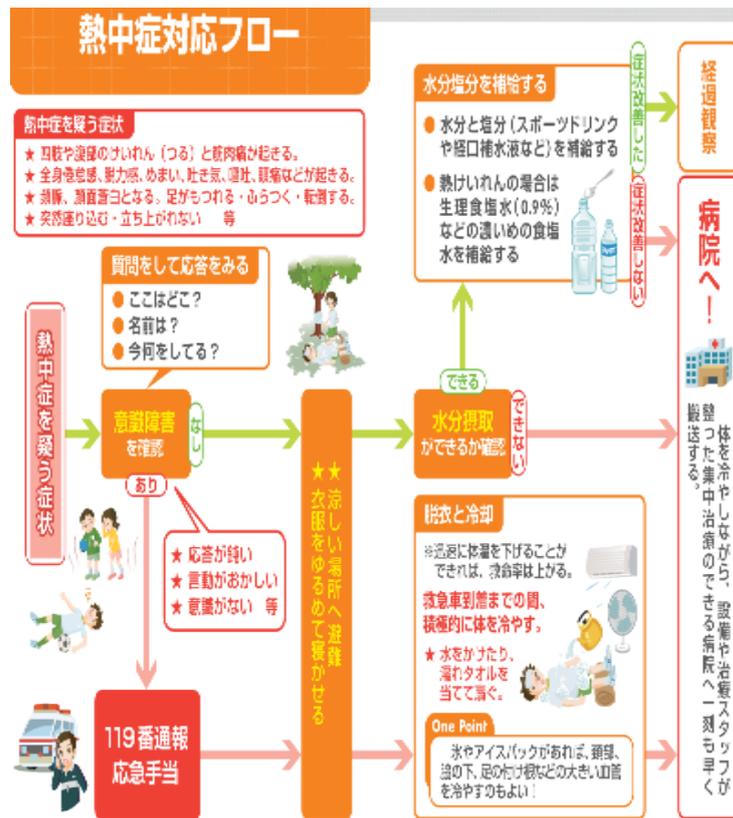
- 温度環境を評価する指標
- WBGTは暑さ感受性に関与する気温、湿度、輻射熱、気圧の4要素を反映した指標
- (計算方法)
- 屋外で日射のある場合
 $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$
※現在、WBGTを簡単に測定できる指標計があります。
- 室内で日射のない場合
 $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

熱中症予防運動指針

WBGT [℃]	暑さ指数	運動原則	注意事項
31-27-35	危険	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外に運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28-24-31	危険警戒	激しい運動は中止	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合は、頻回に休憩をとって水分・塩分の補給を行う。体力の弱い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
25-21-28	警戒	(積極的に休憩)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が迫るので、頻回に休憩をとって湿度、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21-18-24	注意	(積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間や休憩時に水分・塩分を補給する。
	ほぼ安全	(適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は低いが、湿度が60～80%前後の場合は注意が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価はWBGTが望ましい。
 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク以上の条件の運動指針を適用する。
 ※スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会 平成26年4月改訂)

(参照5)



(参照6) クマ出没注意報発令(山形県環境エネルギー部・令和7年5月8日)チラシ

クマ出没注意報発令

4月28日から5月4日までの市街地でのクマの目撃件数が5件となりました。市街地でクマによる人身被害が発生するおそれがありますので、県内全域にクマ出没注意報を発令します。

クマ出没注意報の発令期間：令和7年5月8日から令和7年8月31日まで
人身被害の防止のため、下記に注意してくださいようお願いいたします。

記

- **クマの目撃情報等があったところでは、音の出る物で、クマに自分の存在を知らせてください。**
 - ・突然クマに出会わないように、クマの目撃情報等があったところでは、ラジオやクマ避けの鈴、笛など、音の出る物で、自分の存在をクマに知らせましょう。
 - ・県ホームページ「山形県クマに関する情報」-「クマ目撃マップ」に目撃情報等を掲載していますので、目撃場所等を確認してください。([山形クマ](#)で検索)
- **早朝・夜間はクマに出会う可能性が高くなります。クマの目撃情報等があったところでの早朝・夜間の外出は特に注意してください。**
- **万一、クマに出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてください。**
 - ・遠くにクマがいる場合は、あわてずに落ち着いてその場から離れましょう。
 - ・近くにクマがいる場合は、背を向けず、落ち着いてゆっくりその場から離れましょう。
 - ・襲われそうになったら、両腕で顔や頭を覆って、ダメージを最小限にとどめましょう。
 - ・クマを目撃した場合は、市町村又は警察署に連絡してください。
- **家の周囲の取り残しの果実や野菜、ハチの巣は撤去し、生ゴミなどは放置しないでください。**

廃果や野菜くずなど人にとっては利用価値のないものでもクマにとっては餌になります。ハチの巣や生ゴミなどもクマを呼び寄せますので、撤去しましょう。
- **河川敷や公園などの刈払いを進めてください。**

クマは、河川や公園などの緑地に隠れて移動し、市街地へ出没します。市街地周辺の下草刈りを行い、クマの出没を防ぎましょう。

※ 県ホームページ「クマに関する情報」(目撃件数、クマ目撃マップ、人身事故一覧等)は『山形クマ』で検索願います

議第 1 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表教育政策課の項中「学校施設担当」を「学校施設係」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる課内室に、同表の右欄に掲げる担当を置く。

課内室名	担当名
多様な学び推進室	夜間中学開校準備担当、不登校対策・生徒指導担当

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和 8 年 3 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 後																
<p>(課及び係)</p> <p>第4条 本局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、<u>学校施設担当</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、 <u>学校施設担当</u>	—略—		<p>(課及び係)</p> <p>第4条 本局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、<u>学校施設係</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 次の表の左欄に掲げる課内室に、同表の右欄に掲げる担当を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課内室名</th> <th style="text-align: center;">担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>多様な学び推進室</u></td> <td><u>夜間中学開校準備担当、不登校対策・生徒指導担当</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、 <u>学校施設係</u>	—略—		課内室名	担当名	<u>多様な学び推進室</u>	<u>夜間中学開校準備担当、不登校対策・生徒指導担当</u>
課名	係名																
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、 <u>学校施設担当</u>																
—略—																	
課名	係名																
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算係、 <u>学校施設係</u>																
—略—																	
課内室名	担当名																
<u>多様な学び推進室</u>	<u>夜間中学開校準備担当、不登校対策・生徒指導担当</u>																

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

令和8年度組織改編に伴う規定の整備

2 主な改正内容

- ・ 教育政策課の「学校施設担当」を「学校施設係」に改組
- ・ 義務教育課多様な学び推進室内に「夜間中学開校準備担当」及び「不登校対策・生徒指導担当」を新設

3 施行期日

令和8年4月1日

議第 2 号

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立中学校管理運営規則（平成 27 年 8 月 28 日教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「事務部次長」を「事務部次長、シニア専門員」に改める。

第 6 条の表中

「

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
-------	-------------------------	---

」

「

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に改める。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。	

」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

県立中学校の組織改編に伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和 8 年 3 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県立中学校管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 後																				
<p>(組織)</p> <p>第5条 中学校に校長、副校長又は教頭、教諭及び養護教諭又は養護助教諭を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、中学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>主幹教諭、栄養教諭、主任実習教諭、実習教諭、助教諭、講師、実習講師、主任学校司書、<u>事務部次長</u>、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能長、学校司書、学校技能員</p> <p>第6条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務部次長</td> <td>事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—		事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	(新設)		—略—		<p>(組織)</p> <p>第5条 中学校に校長、副校長又は教頭、教諭及び養護教諭又は養護助教諭を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特別支援学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>主幹教諭、栄養教諭、主任実習教諭、実習教諭、助教諭、講師、実習講師、主任学校司書、<u>事務部次長</u>、<u>シニア専門員</u>、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能長、学校司書、学校技能員</p> <p>第4条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務部次長</td> <td>事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>シニア専門員</u></td> <td><u>知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—		事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	<u>シニア専門員</u>	<u>知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。</u>	—略—	
職	職務																				
—略—																					
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。																				
(新設)																					
—略—																					
職	職務																				
—略—																					
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。																				
<u>シニア専門員</u>	<u>知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。</u>																				
—略—																					

議第 3 号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定
する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「事務部次長」を「事務部次長、総務専門員」に改める。

第 4 条の表中

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
-------	-------------------------	---

」

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に改める。
総務専門員	担当事務について事務長を補佐し、特定事項を 処理する。	

」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

特別支援学校の組織改編に伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和 8 年 3 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

特別支援学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 後																				
<p>(組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、主事及び業務員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特別支援学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p><u>事務部次長</u>、シニア専門員、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、助教諭、講師、養護助教諭、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、栄養専門員、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、副主任管理栄養士、副主任栄養士、管理栄養士、栄養士、学校栄養職員、技能長、シニア主任技能員、調理師、学校技能員、介助員</p> <p>第4条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部次長</td> <td>事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—		事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	(新設)		—略—		<p>(組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、主事及び業務員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特別支援学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p><u>事務部次長</u>、<u>総務専門員</u>、シニア専門員、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、助教諭、講師、養護助教諭、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、栄養専門員、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、副主任管理栄養士、副主任栄養士、管理栄養士、栄養士、学校栄養職員、技能長、シニア主任技能員、調理師、学校技能員、介助員</p> <p>第4条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部次長</td> <td>事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td><u>総務専門員</u></td> <td><u>担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—		事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	<u>総務専門員</u>	<u>担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。</u>	—略—	
職	職務																				
—略—																					
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。																				
(新設)																					
—略—																					
職	職務																				
—略—																					
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。																				
<u>総務専門員</u>	<u>担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。</u>																				
—略—																					